



区のおしらせ No.465

昭和51年6月5日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号) 電話(264)0151(大代表) 郵便番号102



菊づくりをテーマに

区民園芸講座

菊づくり(大輪菊の3本仕立)をテーマにした「区民園芸講座」が始まりました。

今年の園芸講座は、例年とは趣向を変えて、5月から9月までの毎月1回、菊の成長に合わせて手入れの方法などを勉強していきます。

第1日目(5月14日)は、菊の苗を鉢に移植するところから始まりました。

講座に参加している60名のひとは、秋にみごとに大輪の菊を咲かせようと、毎日の手入れに精を出しています。

“区民海の家”、“国保の海の家”が開設されます… 2頁
心身障害者のための新しい福祉施策…………… 3頁
くらしの豆知識(ユニットプライシング)…………… “
中小企業の発展に区のための新しい施策…………… 4頁
(中小企業経営相談・商工融資の充実)
区の財政のしくみ(地方債)…………… 5頁
戸籍謄・抄本 電話で予約できます…………… 6頁

児童手当の所得制限が緩和されました…………… 6頁
6月の休日診療当番医…………… “
特別区の職員募集…………… 7頁
オリエンテーリング 参加者募集…………… “
保健所だより…………… 8頁
国民年金のかけ金免除について…………… “
ご利用ください“教育相談”…………… “

海の家を2か所 開設

伊豆子浦（一般区民が対象）と
内房富浦（国保加入者が対象）に

もうすぐ夏休み。みなさんの中にも「夏休みは、どこの海に行こうかな」と考えているご家庭もあるのではないのでしょうか。

こんなとき、今年から区が開設する「海の家」を利用してはどうですか。今年度から初めて開設される海の家は二か所。ひとつは、区民ならばだれでも利用できる「区民海の家」。もうひとつは千代田区の国民健康保険に加入しているひとが利用できる国保夏期施設「海の家」です。

「区民海の家」は奥伊豆の景勝地「子浦」に、国保夏期施設「海の家」は内房「富浦」にそれぞれ開設されます。どちらもご家族連れで安心して利用できるように、遠浅できれいな海を選びました。

また、施設は区が民宿を借りますから、たいへん安い料金で利用できます。

今年の海水浴は、一家そろって安心して、しかも安い料金で利用できる「区民海の家」、国保夏期施設「海の家」を利用してみてはいかがでしょうか。

子浦に「区民海の家」開設

●一般区民が対象
●六月二十二日に申込順を抽せん

期間 七月十六日から八月二十五日まで

日まで

千代田区に住んでいる方ならだれでも利用できる「区民海の家」が奥伊豆「子浦」に開設されます。

子浦は、奥伊豆の景勝地。交通の便にちよつと難はありますが、遠浅で、青く澄みわたった海は、家族連れには最適。美しい海岸での海水浴、海岸遊歩道の散策など楽しみがいっぱいです。

子浦の素朴な民宿に開設される「区民海の家」で都会のアカでも落してみませんか。

利用申込等はずきのとおりです。

場所 奥伊豆子浦

施設規模 四人居屋が十室

利用資格 千代田区在住者

利用料金 千五百円（泊一食付）

子供料金はありません。（昼食はおにぎり程度（三百円位）を

現地注文できます）

利用申込 六月二十二日（火）に

区公会堂で申込順を決める抽せん会を行います。

抽せん券は当日会場に午前九時から十時まで

問合せ 区民課区民係まで

子浦へのご案内

熱海 1時間10分 伊豆急下田 50分 子浦

に会場した方にお渡しします。

抽せんは午前十時から開始します。

あき室が抽せん後もある場合は、区民課区民係で先着順に受け付けます。

申込み人数 申込者ひとりにつき八名まで。（ひとりだけでの利用はご遠慮ください）

宿泊できる日数 三泊四日以内

問合せ 区民課区民係まで



国保夏期施設「海の家」 富浦に開設 対象は国保加入者

●七月六日から先着順受付

この施設を利用できるのは、千代田区の国民健康保険に加入しているひとです。

国保夏期施設「海の家」が開設される場所は千葉県内房富浦の多田良海岸。ここは遠浅で子供づれでも安心して海水浴を楽しめます。

また、釣りや、近くの大房岬公園の散策なども楽しめます。

国保夏期施設「海の家」での海水浴で健康保持の増進をはかりましょう。

利用申込等はずきのとおりです。

期間 七月二十一日から八月二十日まで

日まで

場所 千葉県富浦多田良海岸 民宿「富士屋」(新築) 駐車場あり

施設規模 六畳五室 十畳一室

(期間中、約九十組三百人が利用可)

利用資格 千代田区国民健康保険に加入しているひと

利用料金 千八百円（泊三食付）

三歳未満は無料

利用申込 七月六日（火）午後二時から区役所十階会議室で先着順に受け付けます。

問合せ 国民健康保険課保険管理係まで



きめの細かい福祉を推進

重度の心身障害者に 家事援助者の派遣と電話の設置

住民にとって最も身近かな行政体である区では、いろいろな施策を通じて区民の福祉の向上に努力していますが、おとしよりや恵まれない方々の福祉向上については特に力を入れています。

そして、単に施策を実施するだけでなく、きめの細かい心のこもった福祉を目標に、従来の福祉水準の維持・向上に努めるとともに、新たな施策を推進していきます。

心身障害者がいる 家庭に 家政婦をお世話します

いつも身の回りの世話を必要とするほど心身に重い障害がある方のいる家庭でも、その方だけを残して外出しなければならないことがあります。

また、世話している方が、病氣・病弱・出産などのために、その方の世話を十分にできないはいはいあります。

そんなとき、心身障害者の方の

そこで、本年度から新たに実施される施策の中からつぎの二つをご紹介します。

その一つは、重度の心身障害者のいる家庭に、家事援助者を派遣するものです。

もう一つは、外出することのない重度の身体障害者のいる家庭に、電話を無料で設置し、通話料も一定の額まで補助するものです。

お世話をする家事援助者を区が派遣しています。

これは、ご家庭の方から家事援助者を希望する申請があったとき、「介護券」をお渡ししますので、区と契約している家政婦協会に連絡してください。

資格

①区内に住んでいるひと

②在宅の重度心身障害者（身体障害者手帳で一・二級、愛の手帳で一・二度）がいたる家庭

なお、これには生計の中心となる方の所得制限があります。

身体障害者のいる 家庭に 電話を設置します

重度身体障害者の方々のコミ ュニケーションを保つていくため

に、区では、外出困難な重度身体障害者の方がいる家庭に、無料で電話を設置します。

これは、区から知らせたいことや、緊急の連絡などのとき、また身体障害者の方が、困ったことや聞きたいことがあるときは、この電話を活用して、お気軽に相談してもらいたくに行うものです。

また、毎月の基本料金と、一か月六十通話分までの料金を区が負担します。

資格

①区内に住んでいること

②十八歳以上で外出困難な身体障害者（身体障害者手帳で一・二級）がいたる家庭

③現在、電話がない家庭

④生計の中心者となるひとの所得税が非課税程度の家庭

……*

「心身障害者に対する家事援助者の派遣」、「身体障害者家庭への電話設置」の申請方法や資格など、くわしいことは厚生部福祉課厚生係まで問合せください。

くらしの 豆知識

ユニットプライシング (単位価格表示)

東京都では、消費生活条例に基づいて、七月一日からユニットプライシング（単位価格表示）が実施されます。

ユニットプライシングとは、商品の価格を表示するとき、統一された同じ重量（または容量、長さ、枚数）ごとの価格を表示する方法です。

たとえば、バックに詰められたハムを買うとき、A商品は四百五十グラムで五百四十円、B商品は三百七十グラムで四百七十円と表示されていたら、どちらが安いかわかりません。

しかし、全体の価格のほかに、A商品は百グラムにつき百二十円、B商品は百グラムにつき百十円と表示されていればすぐにわかります。この百グラムにつき何円というのがユニットプライシングです。

ユニットプライシングには、つぎのような効果があります。

- ・値段の比較がしやすい
- ・巧妙な値上げが見ぬける
- ・正しい計量が再確認される



・過剰、過大包装の追放に役立つ
・品質をよく見るようになり、商品知識の向上に役立つ
このユニットプライシングは、百貨店やスーパーなどの大型店舗で実施されます。

対象品目

対象品目は、内容量が不統一なもの、銘柄が多様なものの内容量が端数のあるもの、容器包装で価格が異なるもので加工食品三十七品目、生鮮食品十品目、日用雑貨十三品目です。

表示方法

表示方法は、商品に直接表示する方法、陳列だなに表示する方法、商品の近くに下札、置札もしくは一覽表で表示する方法のいずれかで表示されます。

中小企業の発展・育成に

区の新しい施策

商工業に中小企業が多く割合を占める千代田区としては、従来から商店街診断や業種別診断、各種の講演会や講習会などを実施し、中小企業の経営の安定を図るとともに中小企業のための融資、融資、融資、金融の円滑化にも力を注いできています。

しかしながら「景気は、すでに底をついた」といわれますが、不況というトンネルの出口はなお遠く、経済変動の影響をもたに受ける中小企業にとって、その前途はまだまだ厳しいものがあります。こうした状況にあつて、区では「中小企業の発展と育成」を本年度の区政の大きな柱の一つに取上げ、中小企業の経営基盤の強化と生活の安定に取組んでいます。

新しい時代に即応した

中小企業経営相談

無料 毎週月・金曜日 区役所で

これからの日本経済は、減速経済あるいは低成長経済といわれ、高度成長に慣らされた企業経営の

具体的には、従来から実施している施策を積極的に進めることはもちろん、本年度から新しい施策も取入れられました。

その一つは、これからの時代に即応した経営に役立てていただくための「中小企業経営相談」です。

これは専門家が中小企業の経営上の問題について、無料で相談に応じるもので五月から実施しています。

また、「商工融資」についても、本年度から貸付限度額の引上げ、利率の引下げを行い、さらに有利な融資になっています。

一方、中小企業の販路の拡張を図るため、産業会館建設の計画を進めるとともに、下請問題についても対策を進めています。

ありません。

このような困難な時代に適応して行くためには、的確な情報の収集・分析や長期展望のもとに、経営の合理化・近代化をはかる必要があります。

こうしたことから区では、中小企業のための経営相談を実施しています。

この経営相談は、金融・経理・労務・経営問題など中小企業全体

さらに有利になった

商工融資

区の商工融資は、区と区内の金融機関が協力して、中小企業が必要とする資金を融資するもので、利子の一部を区が負担します。

ですから、本人負担の利率が低く、返済期間も長いなど、一般の融資より有利な条件で資金を借受けることができます。

商工融資には、中小企業の経営に必要な資金を融資する営業資金、機械を購入するなど設備を整えるための設備資金、公害防止設備を整えるための公害防止資金、中小企業に勤めているひとが独立して事業を始めるときに必要な資金を融資する従業員独立開業資金があります。

また、特に規模の小さい企業だけを対象にした小規模企業特別資

の問題から、各種の帳簿・書類の記帳指導まで、経営全般について幅広く無料で相談に応じています。

相談のお相手は、中小企業の経営について、専門的な資格と知識経験のある中小企業診断士などの経営コンサルタントですので、お気軽に相談してください。

相談日 毎週月曜日・金曜日

時間 午前10時～午後4時
ところ 商工課（区役所三階）

限度額を引上げ 利率も下がりました

金、中小企業に勤めるひとが生活上の資金を必要とするときに融資する勤労者生活資金もあります。

融資を受けるには

この商工融資を受けたいときは商工課に申込んでください。

商工課で書類を審査して、指定金融機関へのあつせん書をお渡しします。指定金融機関に申込んでください。

原則として担保は求めませんが、金融機関が必要と認めたときは東京信用保証協会の保証が必要です。（勤労者生活資金は、商工課が直接金融機関に書類を送り、貸付が決まると金融機関から本人に連絡します。）

各資金の貸付限度額、利率、返

融資の種類	内 容	貸付限度額	年 利 (本人負担)	据置期間	返済期間 (据置後)
営 業 資 金	営業に必要な資金	300万円	6.75%	4 か月	38 か月
設 備 資 金	設備に必要な資金	400万円	6.75%	5 か月	47 か月
公 害 防 止 資 金	公害防止設備のための資金	400万円	3.0 %	5 か月	47 か月
公規模企業特別資金	特に規模の小さな企業のための融資	150万円	6.0 %	4 か月	38 か月
勤 労 者 生 活 資 金	中小企業で働くひとのための融資	20万円	6.0 %	1 か月	22 か月
従業員独立開業資金	中小企業で働くひとが独立して開業するための資金	500万円	6.75%	6 か月	54 か月

返済期間などは右の表のとおりですが、貸付資格、申込みに必要な書類など、商工融資についてくわしいことは商工課融資担当（内線621）へ

区の財政のしくみ

⑥ 地方債

地方債を 財源にできる場合

地方債は、いうまでもなく地方自治体の借金です。

地方自治体の支出は、原則として地方債以外の収入をもって財源に充てなければならぬことが、地方財政法で決められています。

しかし、道路・河川の整備や住宅・下水道の新設などのような大規模な公共事業には起債による財源で行なった方がよい場合があります。なぜなら、このように大きな事業には、巨額な投資が必要で、地方自治体の単年度の税収だけではとても賄いきれないからです。

また、そのような公共事業は、それによって受ける利益が、のちの住民に対しても引続き及んでいくので、その経費の負担も、利益を受ける多くのひとが負担した方がよいと考えられます。

このような意味で、単年度で経費を投入するよりも、それを起債

によって賄い、後年にわたって税収で償還するようにすれば、負担の公平を期することができるわけです。

このような場合に、現在の制度では、地方財政法や各種特例法によって、地方自治体が起債のできるケースを定めています。地方財政法に定められているケースはつぎのとおりです。

- ① 地方公営企業（例Ⅱ下水道・地下鉄など）に要する経費の財源とする場合
- ② 出資金および貸付金の財源とする場合
- ③ 地方債の借換のために要する経費の財源とする場合



- ④ 災害復旧の財源とする場合
- ⑤ 公共施設または公用施設の建設事業費の財源とする場合

収入・支出の見通しを 充分に立てた上で

地方債が地方自治体の借金であるといっても、その返済は、地方税が主体となるのですから、地方税の収入の状況や後年度における支出の見通しなどを十分に見計らう必要があることはいうまでもありません。

たとえば、人口が減少し産業も衰退しつつあるような地域では地方債によって財源を得ても、元利を償還する段階で、すでに税収が減少し、返済が困難になるでしょう。

逆に、人口が増加し産業も発展していく傾向にある地方自治体では、公共投資も必要で、そのために起債を行なっても、先行きの返済は、比較的容易でしょう。

地方債を起こすには 国の許可が必要

地方自治体が地方債を財源に充てることのできる場合は、前述したとおりですが、では、このような場合に、地方自治体が自らの判断で起債ができるのかというと、そうではなく、「当分の間、政令

の定めるところにより、自治大臣又は都道府県知事の許可が必要」（地方自治法第二百五十条）とされています。

この地方債の許可は、現在の制度では、国の定める地方債計画にもとづいて行われ、更に、その許可事務を進めるには、毎年自治省が「地方債許可方針」を定めています。

地方債計画は、毎年度の地方債の事業別起債許可予定額を示したもので、国の金融計画である財政投融资計画と関連して定められます。

この点で、国の地方債計画は、国の景気調整政策の手段にもなっているといえます。

財源不足をおぎなう ための地方債

地方債は、前に述べたように公営住宅、地下鉄、上下水道などの投資的経費に用いられる長期の借入金ですが、社会保障費などの消費的経費の財源に当てるための地方債もあります。

これが、最近話題になっている赤字債です。

現在、地方自治体はどれも不況による財源不足にみまわれ、人件費や社会保障費など経常的な支出にも事欠く状況です。

国においても同様で、五十一年

度の国家予算では、国債の発行額が七兆二千七百五十億円にもおよび予算額のき近くを占めています。

そして、国の地方公共団体に対する財政運営の指針となる地方財政計画では、地方債の発行額が五十年度の二倍を上回る二兆九千六百九十九億円に達し、その半分近くに当る一兆二千五百億円は財源不足をおぎなうためのものです。

かつてない財政危機に直面した東京都でも、五十年度に財源不足をおぎなうための地方債約千五百億円が許可されています。

千代田区の地方債

千代田区を含む特別区（東京二十三区）が発行する地方債を特別区債といいます。

当区でも過去に、区債を発行できる事業がいくつかありましたが、将来に借金を残すことは、長期的な財政運営上好ましくないとして発行しませんでした。

しかし、昭和五十年度に初めて三億五千万円の区債を発行しました。区債を発行するについては、それによる収入で行う事業を厳選し償還計画など将来の財政計画を十分に配慮しています。

今後、区債を発行する場合にもこの方針に基づいて行う予定です。



戸籍の謄・抄本 電話で予約できます

●受取るときはお近くの出張所で

千代田区に本籍のあるひとの戸籍謄・抄本は区役所の戸籍課で発行していますが、電話で予約して受取る方法もあります。

これは区役所の戸籍課に、戸籍の謄・抄本を電話で請求すれば、わざわざ区役所までいかなくても近くの出張所で受取ることができるといふものです。

しかし、このばあい、お手元に届くまで多少の日数(二日ぐらい)がかかりますので、お急ぎのときは、直接区役所戸籍課で申請してください。

●予約は戸籍課へ

まず、区役所(☎264-0151)に電話し、交換手に「戸籍課証明書」へつないでもらいます。

係が出ましたら、つぎのことを告げてください。

「申込むひとの住所、氏名」

「本籍と戸籍の筆頭者の氏名」

「謄本、抄本のどちらが必要か」

「抄本のばあい、だれの抄本か」

●受取る場所

区内各出張所、番町出張所丸の

内分室、区役所戸籍課のうち、つぎのよいところを指定してください。

●申込みの受付日と時間

受付日 日曜・休日を除く毎日
受付時間 午前九時～午後五時
(土曜日は午後零時三十分)

●交付する日

電話予約の謄・抄本を受取れる日はつぎのとおりです。

▽月曜～木曜日に申込んだものは翌々日(例：月曜日の申込みは水曜日になります)

▽金曜・土曜日に申込んだものは翌週の火曜日です。

なお、予約した日から受取る日までの間に休日が入るときは交付日が順次後になれます。

●受取る方法

電話で予約したときに指定した窓口で、「申込日と申込者氏名」を告げ手数料(一通につき二百円)と引替にお受取りください。

●問合せ 戸籍課証明書係

児童手当

所得制限が緩和されました

十八歳未満の児童が三人以上いる家庭(三人目以降が義務教育終了前)や心身に障害のある児童のいる家庭、義務教育終了前の児童のいる母子・父子家庭には、表1のような児童手当が支給されます。この児童手当には、所得制限がありますが、この所得制限の限度額が表2のように緩和されました。所得制限の緩和により、新たに対象となったときは、厚生部管理課児童係に申請してください。(手当は申請しないと支給されません)申請方法や手当の内容についてのくわしいことは、児童係に問合せてください。

※特別児童扶養手当と児童扶養手当は、国民年金など公的年金の母子家庭・障害者に支給されているとき、支給されません。

表1：児童手当の内容

対 象	手当の種類	手当額 (1人1月分)
18歳未満の児童を3人以上扶養しているとき(3人目以降の義務教育終了前の児童に)	児 童 手 当	5,000円
	特 別 手 当	
20歳未満の心身に障害のある児童を扶養しているとき	障 害 手 当	5,500円
	※特別児童扶養手当	中度 12,000円
		重度 18,000円
義務教育終了前の児童がいる母子家庭・父子家庭	育 成 手 当	3,500円
	※児童扶養手当	15,600円

表2：各手当の所得限度額

扶養人数	児童手当 特別手当	障害手当 育成手当	児 童 扶 養 手 当 特別児童扶養手当
0人	2,046,000円		1,742,000円
1人	2,306,000円		2,002,000円
2人	2,566,000円		2,262,000円
3人	2,826,000円		2,522,000円
4人	3,086,000円		2,782,000円
5人	3,346,000円		3,042,000円
6人	3,606,000円		3,302,000円

・扶養している人数が6人以上のときは、1人につき260,000円を加算してください。

・この表の額は、給与所得者のときは給与所得控除後の額、事業所得者のときは必要経費を除いた額です。

6月の休日診療当番医

13日	東京警察病院 ☎263-1371 富士見2-10-41
	小田医院 ☎251-3834 神田練馬町3

20日	浅井医院 ☎261-0453 鏡町4-2
	関医院 ☎252-5566 神田多町2-11

27日	小川医院 ☎261-1413 飯田橋1-10-7
	中沢医院 ☎251-2683 外神田3-10-8

- 診療時間は午前9時から午後5時までです
- 健康保険証は必ずお持ちください
- 休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ

青果物消費者サービスデー 6月17日(木) 青いノボリの八百屋さんで	豚肉の産地直送販売 6月11日(金) 黄色いノボリの肉屋さんで	魚の消費者サービスデー 6月23日(水) 濃紺のノボリの魚屋さんで
--	---------------------------------------	---



おしらせ

特別区職員募集

大学卒業程度

特別区（江戸川区を除く東京十二区）の職員を募集しています。
職種・受験資格（学歴不問）

●事務、土木、建築

昭和二十四年四月二日～三十年

四月一日生れのひと

●化学、造園、福祉指導、食品衛生

監視、環境衛生監視、衛生検査

昭和二十二年四月二日～三十年

四月一日生れのひと

●保健婦

昭和七年四月二日～三十年四月

一日生れのひと

（福祉指導、食品衛生監視、環境

衛生監視、衛生検査、保健婦を受

験するひとは資格免許が必要）

試験日 七月二十五日（日）

願書受付 六月十六日（水）～十九

日（土）（郵送の場合は六月十五

日（火）まで受付（当日消印有効）

受付場所・問合せ先

特別区人事厚生事務組合人事企

画部企画課 ☎265-〇六七（内線

358・359（〒102千代田区九段北一

一四）

自然に親しむ オリエンテーリング

とき 六月二十七日（日）

ところ 東松山バーマネットコース

募集人員 二～五名の家族がグル

ープで三十グループ（小・中学

生だけのグループは参加できま

せん）

費用 無料（交通費、昼食は各

自負担）

申込み 社会教育課体育係で先着

順に受け付けます。

心身障害者と家族の 映画鑑賞会

映画鑑賞会

六月二十日（日）の午後一時三十

分から富士見福祉会館で

映画「スプーン一杯のしあわせ」

を上映します。会費は無料

くわしくは富士見福祉会館 ☎262

一〇四五（富士見二一三六、

国電・地下鉄・バスとも飯田橋下

車）へ問合せください。

老人福祉センターの行事

映画会

六月十二日（土）の午後一時から、

老人福祉センター集會室で、
旗本退屈男（市川右太衛門主演）
を上映します。

六月の休館日は七日（月）、十三日

（日）、二十一日（月）、二十七日

（日）、三十日（水）です。（三

十日は館内整理日）

八月の千代田荘 申込みは一人二室まで

八月の千代田荘は、利用希望者
が大変多くなります。

そこで、なるべく多くのみなさ

んに利用していただけるように、

八月分の利用申込みは、申込者一

人につき二室（八名）までに制限を

します。

なお、八月分の抽せんは、七月

一日（木）午前十時から千代田区公

会堂で行います。

総合体育館 からのお知らせ

体育館の主競技場
と卓球場は、中学校
球技大会のため 6月
15日（火）の午後1時か
ら5時まで、一般の
利用はできません。

麴町こども会

六月二十三日（水）の午後二時か
ら、番町区民会館区民集會室で
内容は、手品と絵話「孫悟空」
で、対象は幼児と小学生です。

児童館だより

●富士見児童館

子ども演芸会

六月十二日（土）の午後二時三十

分から

出演者を募集しています。

●西神田児童館

びつくり交換市

六月十七日（木）から十九日（土）

みんなで作ったものがいろいろ

な店にならびます。

店番をしたいひと募集してい

ます。

●神田児童館

球技大会

六月九日（水）の午後二時三十分

からドッチボールやキックボ

ールなどです。

紙芝居を作ろう

六月二十二日（火）から二十六日

（土）の午後二時三十分まで

みんなで紙芝居を作ろう（対象

は小学校一年生以上です）

町会だより

●連合町会長の異動

神保町地区町会連合会（5・21）

新会長 浦野長次郎氏（再任）

神田神保町一五〇

☎293-八七五五

●町会長の異動

佐久二平河町会（4・10）

新会長 中村覚氏

神田佐久間町二一十四

☎866-一三五〇

（旧会長 石山辰平氏）

東神田三丁目町会（4・10）

新会長 鈴木徳治氏

東神田三一五十一

☎862-六四四六

（旧会長 三星勲氏）

外神田三丁目末廣会（4・23）

新会長 坂崎壽一氏

外神田三一八十三

☎253-〇四二六

（旧会長 丸尾一郎氏）

外神田四丁目松富会（5・7）

新会長 水野民也氏

外神田四一三二

☎251-五〇九三

（旧会長 鈴木正次氏）

外神田三丁目金沢会（5・15）

新会長 川上緑郎氏

外神田三一四一六

☎251-八八六九

（旧会長 山内武彦氏）

保健所割

麴町保健所 ☎ 212-5008
丸の内3-5-1
麴町保健所富士見分室
富士見2-2-14森山ビル内

神田保健所 ☎ 291-3641
神田錦町3-10

乳幼児健診(麴町保健所地区)

●乳児・産婦健康診査

六月十五日(火)、十七日(木)の二日間で一コース、午後一時三十分から二時三十分まで麴町保健所分室で

対象は、五十一年二月生れの乳児とその母親です。

育児学級(麴町保健所地区)

六月二十四日(木)、午後一時三十分から三時三十分まで、麴町保健所分室で

対象は、五十年十一月・十二月生れの乳児をもつ母親で、赤ちゃんの栄養、心身の発達、養護、病気の乳歯についての話です。

胃の集団検診(無料)

七月十五日(木)、午前九時から東京都がん検診センターで
対象は三十五歳以上の区民で、

定員は五十名(先着順)です。

申込み はがきに住所・電話番号・氏名・生年月日・職業および「胃の集団検診」と記入し、七月五日(月)までに神田保健所予防課業務係に申込んでください。

子宮がん検診(無料)

七月十二日(月)、午前九時から東京都がん検診センターで
対象は区内に住む三十歳以上の女性で、定員は三十五名(先着順)です。

申込み はがきに住所・電話番号・氏名・生年月日・職業および「子宮がん検診」と記入し、六月三十日(水)までに神田保健所予防課業務係に申込んでください。

第三回区民世論調査

区では、区民世論調査を六月中旬に実施します。

この調査は、区民のみなさんが区政に対してどのような意識を持っているかを調査し、今後の区政を進めていく参考資料とするために行うもので、今年で三回目になります。

千名の区民に

調査員が伺います

区民世論調査は、区内に住む

かけ捨てを防ぎましょう

国民年金保険料が免除される制度があります

国民年金は、ある一定の期間保険料を納めて、将来年金を受けるわけですが、生活が苦しくなったり、病気やケガをして所得がなくなり保険料が納められなくなることもあるかもしれません。

しかし、そのまま保険料を納めないでいると、保険料の納付期間が不足して、将来年金を受けることができなくなることもあります。国民年金には、こうしたかけ捨てを防ぐために、かけ金が免除される制度がありますので、保険料を未納のままにしないで免除の申

請をしてください。(ただし任意加入の場合は免除されません)

免除の対象となるひと

- ・生活保護を受けているひと
- ・国民年金の障害・障害福祉・母子福祉の各年金を受けているひと
- ・所得のないひと
- ・病気やケガ、事故などで生活が苦しくなり、保険料が納められなくなつたひと

申請は国民年金課へ

対象となるひとは、印鑑を持参して七月三十一日までに国民年金課に申請してください。

なお、免除の申請は三年ごとに行いますので、四十九年度と五十年度に免除を受けたひとが、引続き免除を希望するときは、今年手続きをする必要はありません。
将来受ける年金額

かけ金を免除された場合、将来受ける年金額は、免除された期間の分だけ三分の一に減額されます。ただし、十年以内に免除された保険料を納めれば減額されません。

くわしいことは、国民年金課検認係に問合せてください。

毎月第三金曜日は

国民年金相談の日です
年金のことなら何でも相談できます。

教育相談

●申込みは電話で

教育研究所の教育相談室では、幼児から高校生まで、教育上の問題について、無料で相談に応じます。

こんなときに相談を

- ・就学、特殊学級入級、進路相談
- ・学業不振、知能検査
- ・登校(登園)拒否、友だちとの問題、協調性、ものをいわない、乱暴してこまる
- ・自閉症、夜尿、神経質、困った習癖など

・その他の教育上の問題
相談相手は専門家です

教育、心理、医学の専門家が、チームを組んで相談に応じます。問題の小さなうちに、適切な診断・助言を受けることをおすすめします。

秘密は守ります

相談内容についての秘密は固く守ります。

安心して相談してください。

申込みは電話で予約を

相談をしたいひとは、電話で相談日時を予約してください。

相談日 毎週火曜日から金曜日まで

の午前10時から午後4時まで
予約受付 毎日午前9時から午後

五時まで(土曜日は正午まで、休日は休み)

教育相談室 ☎ 256-8446